

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1]市街地再開発組合の参加組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-35

1. 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付すべき場合においては、参加組合員は負担金以外に、分担金を組合に納付しなければならない。
2. 参加組合員の負担金の納付に関する事項は、定款で定めなければならないが、その最終納付期限は組合の解散までの間で、定めればよい。
3. 特別の議決事項の内、参加組合員に関する事項の変更決議にあたっては、参加組合員は議決権を有しない。
4. 参加組合員は、定款に定めがある場合を除き、負担金の額にかかわらず、議決権及び選挙権は各 1 個である。

[No. 2]都道府県知事が認可した市街地再開発組合の役員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-36

1. 理事及び監事は、特別の事情があるときは、組合員以外の者から総会で選任することができる。
2. 権利変換期日後、組合員でなくなった役員は、任期中であってもその地位を失う。
3. 組合の理事長は、理事の中から互選で選出され、都道府県知事の承認を得た後、総会で決定する。
4. 都道府県知事による理事長の氏名及び住所の公告があるまでは、理事長の代表権をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

[No. 3]市街地再開発組合の総会の議決に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。27-37

1. 総会議事は、あらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ、議決することができる。
2. 理事長は、総会の必要があると認めた時は、総組合員数の5分の1以上の同意を得て、総会を招集しなければならない。
3. 資金計画の変更については、事業全体に影響を及ぼす事項であるので、特別議決事項として総会に諮る必要がある。
4. 組合員は代理人を設けることにより、代理権を証する書面を組合に提出せずに、議決権の行使ができる。

[No. 4] 市街地再開発事業における審査委員及び市街地再開発審査会に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-38

1. 個人施行、再開発会社施行の場合、審査委員の選任にあたっては、施行を認可した都道府県知事の承認が必要となる。
2. 組合施行の場合、審査委員の選任にあたっては総会で選任されるが、その総会においては「特別の議決」を必要としない。
3. 地方公共団体施行の場合、市街地再開発事業ごとに市街地再開発審査会を置き、委員は地方公共団体の長が任命する。
4. 市街地再開発審査会の委員は、5 人から 20 人までの範囲内において組織され、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、その委員になることができない。

[No. 5] 第一種市街地再開発事業における事業計画の縦覧及び意見書の処理に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。28-29

1. 定款及び事業基本方針を定めて設立された組合が事業計画を定めようとするときは、組合員は、組合が作成した事業計画の案について意見書を提出することができない。
2. 組合設立の認可申請に伴い縦覧に供された事業計画について意見書を提出することができるのは、施行地区となるべき区域の土地若しくはその土地に定着する物件について 権利を有する者又は参加組合員に限られる。
3. 地方公共団体が事業計画を定めようとするときは、事業計画のうちの「設計の概要」のみを 2 週間公衆の縦覧に供すれば足りる。
4. 都市再生機構が事業計画を定めようとするときは、国土交通大臣は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供させなければならない。

[No. 6] 第一種市街地再開発事業の事業計画に定める事項に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。28-30

1. 事業計画で定める「設計の概要」は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。
2. 定款及び事業計画を定めて組合設立の認可を申請しようとする者は、認可申請書に、事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類を添付しなければならない。
3. 事業計画で定める資金計画のうち、収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
4. 事業計画で定める資金計画のうち、支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

[No. 7] 第一種市街地再開発事業における事業計画の変更に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。28-31

1. 個人施行者が事業計画を変更しようとするときは、その内容について関係権利者全員の同意がある場合は、都道府県知事（地方自治法の指定都市においては指定都市の長）の認可を受ける必要はない。
2. 市街地再開発組合が事業計画を変更しようとするときは、その内容が政令で定める縦覧手続等を要しない軽微な変更であっても、都道府県知事（地方自治法の指定都市においては指定都市の長）の認可を受けなければならない。
3. 再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合、都道府県知事は、認可するにあたり、あらかじめ、施行地区及び新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
4. 施行者である都道府県が事業計画のうち事業施行期間を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受ける必要はない。

[No. 8] 市街地再開発組合及び組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。28-34

1. 組合員の数が 50 人をこえていたので、組合は総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けた。
2. 組合設立時に作成した組合員名簿の記載事項に、その後変更が生じたため、理事長は組合員名簿に必要な変更を加え、都道府県知事に届出をする必要が生じた。
3. 施行区域内の宅地について、組合員の有する借地権の全部が消滅したので、その組合員が組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転した。
4. 宅地を共有していた 3 人の権利者がそれぞれ別々に権利変換により床を取得したので、この場合、組合員数は権利変換期日前は 1 であったが、権利変換期日以後は 3 となった。

[No. 9] 市街地再開発組合の定款に定めなければならない事項として、誤っているものは次のうちどれか。28-35

1. 第一種市街地再開発事業の範囲
2. 費用の分担に関する事項
3. 総会に関する事項
4. 資金計画に関する事項

[No. 10] 市街地再開発組合の総会における決議事項のうち、都市再開発法第 33 条に規定する特別の議決を必要とするものは次のうちどれか。28-36

1. 定款の変更のうち参加組合員に関する事項の変更
2. 賦課金の額及び賦課徴収の方法
3. 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
4. 権利変換計画